

令和 7 年 3 月 1 1 日
 中山間地域・離島振興特別委員会資料
 農 林 水 産 部

第 2 期島根県農林水産基本計画（素案）に対する主なご意見と県の考え方

No.	分野	区分	ご意見	ご意見に対する県の考え方
1	農業	計画期間 市町村	<p>第 2 期計画の計画期間を 5 年間としているが、3 年などの短い期間に変更してもよいと思う。特に、昨今は温暖化による異常気象や令和のコメ不足など、環境が劇的に変化している。</p> <p>そのような場合に、5 年縛りの計画でフットワークが重くならないか危惧する。</p>	<p>計画期間は 5 年間としておりますが、社会情勢の変化や新たな課題への対応については、計画をベースとしながら、臨機応変に対応してまいります。</p>
2	農業	集落営農 市町村	<p>集落営農法人について、組織の構成員の平均年齢も記載した方がよいと思う。若者の集落営農法人への就職難は課題であり、平均年齢も加えることで、より明確化されると思う。</p>	<p>集落営農組織の構成員の平均年齢については、アンケート調査の回答率が十分でなく、正確な情報を得られないため、素案には記載をしていません。</p> <p>なお、アンケート調査で回答のあった法人のうち 67%が人材が不足していると回答しており、後継者の確保は大きな課題と考えており、第 2 期計画において後継者確保の取組を進めてまいります。</p>
3	農業	水田園芸 市町村	<p>水田園芸について、松江市の玉ねぎを栽培する生産者から、とても他の地域に推奨できないと意見をいただいている。</p> <p>また、昨今の米価の上昇に伴い、他県では先駆的に来年度の米の生産量を増やす動きがある。水田園芸の産出額において、目標と実績に著しい開きがある中で、あくまでも水田園芸に力を入れることに、少し不安を感じるところがある。</p> <p>特に、担い手の高齢化が著しい中、5 年後に方針転換をするようなことだけには、ならないで欲しいと強く願う。</p>	<p>水田農業や集落営農の持続性のためには、米だけではなく野菜など他の品目を組み合わせることで経営全体で安定的に収益を確保することが必要です。</p> <p>現在、米の価格が上昇しておりますが、今後の需給変化のリスク等にも適応できるよう、引き続き、水田経営の多角化に向けた環境整備は重要であると考えています。</p> <p>一方で、ご意見のように、水田園芸の取組において生産性や収益性が十分でない地域もあるため、それぞれの地域で課題となっている要因を検証し、その解決に向けて県も一緒に取り組んでまいります。</p> <p>第 2 期計画においては、適地適作も踏まえつつ、反収向上、生産コスト低減に向けた県普及組織による技術指導の徹底や担い手の経営改善支援を行うとともに、関係機関と連携し機械利用や収穫、調製、販売などを共同で行う仕組み、いわゆる「拠点方式」による産地化を進め、生産者が水田園芸に取り組みやすい環境を整えてまいります。</p>
4	農業	ほ場整備 生産者	<p>私の地区でも、高齢化による労働力不足が進行するとともに用排水路の劣化により、ほ場の荒廃がすすんでいくなか、ほ場整備に取り組むとともに新たな担い手も創出しようと話し合い、農業法人を立ち上げました。そして、この法人経営の柱の一つとして、また、ほ場整備の事業要件として高収益作物≒水田園芸の取組は必要だと考え試作に取り組んでいます。</p> <p>しかしながら、当地区の特殊な土壌条件もあって、指導機関の熱心な指導支援をいただいておりますが現在のところタマネギをはじめとする「県推進 6 品目」のなかには適作の作目が見つかりません。「県推進 6 品目等」に、希望をつなぎつつ自助努力としても作目選定の模索は続けようと決意はしていますが少なくとも、ほ場整備事業要件の高収益作物を「県推進 6 品目」に限定することのないよう第 2 期計画の実践にあたって強く要望します。</p>	<p>ほ場整備事業における高収益作物の導入については、これまで県推進 6 品目と同等以上の収益性が期待される品目についても事業の対象としてきたところですが、ご意見のように、正確な情報が伝わっていない事例がありました。</p> <p>第 2 期計画では、地域がマーケットインの視点を持ち、県推進 6 品目に加え、これ以外の園芸作物や有機野菜などについても取り組みやすいよう、丁寧な説明に努めてまいります。</p>

No.	分野	区分	ご意見	ご意見に対する県の考え方	
5	農業	地域農業の維持・発展	市町村	<p>素案では、集落営農法人の多くが人材不足しており、多様な人材の確保が必要。また地域農業についても、高齢化による担い手不足で地域全体で営農を維持する体制が必要と述べられている。実際に不足している人材は素案において、「草刈り作業・水管理」次いで「オペレーター」と記載がある。「水管理」「オペレーター」は専門性があるのでひとまず置くとして、最も頻度が高く専門性が低いものとして「草刈り作業」がある。</p> <p>特に梅雨から夏は雑草の繁茂する勢いが強く、営農者が高齢となっている現在においては、夏場の高温の中における作業は負担であり、離農や農地の耕作放棄地化の原因の一つであると考えられる。県の素案には、法人化、作業未経験者への支援、雇用確保支援、広域での作業受委託の体制づくり、日本型直接支払意制度の推進などが記載されており、よい方針であると思うが、加えて、農作業受託サービス事業体の育成と、その事業体への委託の推進は掲げられないだろうか。</p> <p>国の補助金も創設されており、農業者ではない地域の一般企業（例えば農機具メーカー）や団体を農作業受託サービス事業体として育成し、受委託料収支も踏まえながら、各集落営農組織や地域農業者からの請負体制の確立を目指してはどうだろうか。県として進めてほしい案件と考える。</p>	<p>農家の減少・高齢化が進む中、地域の農業・農地を維持していくためには、担い手による農地の引き受けだけでなく、地域の農業者や住民等が畦畔草刈りを協力・分担する、草刈隊などが受託するといった取組が重要と考えており、地域農業の維持・発展では、畦畔管理を含めて、広域で営農維持に取り組む体制づくりを進めていくこととしています。</p> <p>このため、第2期計画では、広域での作業受託の体制づくりを進めることを明記しております。各地域において、営農維持に向けて必要となる組織の姿をしっかりと検討していただき、県ではそれに基づいて、サービス事業体を含め、組織の大小に関わらず地域組織の育成に取り組んでまいります。</p>
6	林業	原木の生産性向上	市町村	<p>「原木の生産性向上」の取組の必要性に関する文章中に「森林経営に対する意欲が減退することがないよう、生産性の向上により収益を確保し」と記述されていますが、伐採収益による循環型の林業経営を実現するためには、再造林を可能とする立木販売収入の確保が重要です。</p> <p>このことから、5年後の目指す姿については、素材生産者による生産性の向上だけでなく、実際に森林所有者に支払われる額「再造林が可能となる森林所有者への還元目標額(1m³当たり)」の設定が重要と考えます。</p>	<p>ご意見いただいた「再造林が可能となる森林所有者への還元目標額」は、森林所有者が意欲を持って森林経営に取り組んでいただくうえで、重要な視点の一つと考えております。</p> <p>県では、第1期計画から林業の1サイクルの森林経営の収支モデルについて試算をしています。この収支モデルの試算において、森林所有者に支払われる伐採時の収益や再造林に必要な経費も明らかにしています。</p> <p>今回のご提案については、第2期計画においても引き続き、収支モデルにおいて把握をしてまいります。</p>
7	林業	製材用原木の安定供給	市町村	<p>ウッドコンビナートの強化に向けた取組として「林業・木材産業関係者に加え、市町村、設計士等の建築関係者、発注者となりうる団体等も含め、木造化に向けた関係づくりを推進する」と記述されていますが、誰が中心となって関係づくりを進めるのでしょうか？地域事務所が中心となって取組を推進されると思いますが、県が策定された「木材利用率先計画」（令和5年3月）に記載されている「地域協議会」を関係づくりの組織として位置付けられるのでしょうか？</p> <p>取組の主体と具体的な取組内容を示す必要があると考えます。</p>	<p>ウッドコンビナートの強化にあたっては、流域林業活性化センターが主体となり活動することを想定しています。具体的な取組内容については、建築士や非住宅建築物の発注者となりうる団体等も構成員に加えた協議会を通じ、建築情報の共有や個別の木造建築物の木材調達に関する協力体制の構築等、各地域で必要な取組を支援することで、県産木材の需要拡大を図っていきたくと考えております。</p> <p>なお、「木材利用率先計画」に記載されている「地域協議会」は、県が整備する公共建築物の案件ごとに県産木材の利用促進を目的に設置するものであり、第2期計画に記載している上記協議会とは別の組織になります。</p>

No.	分野	区分	ご意見	ご意見に対する県の考え方
8	林業	就業者の確保 市町村	製材業に対する理解を深めることは、製材用原木の安定供給にも繋がるので、林業科のカリキュラムにおける採材や製材に関する内容を充実することも重要と考えます。また、このことが製材業の人材確保にもつながると思います。(助成金等の制度上、製材事業体への就業は難しいことは承知しています。)	農林大学校林業科では、森林資源の調査から植栽・保育等の森林整備、高性能林業機械等を使用した効率的な木材生産技術はもとより、木材市場や製材所・合板工場等の加工施設、住宅建築等の現場見学等を通じ、伐採した木がどのようなルートを経て付加価値を付けながら活用されているかの理解を深める学習も行っています。
9	林業	労働災害 市町村	本文中には「生産性向上」や「労働生産性の向上」という言葉が多く使われていますが、林業における労働災害の発生率は極めて高く重症事故も多い状況にあります。労働安全を軽視した生産性の向上では、林業を持続可能な産業として発展させることは困難です。こうしたことから、各種支援策の実施においては、労働安全対策に積極的に取り組む事業体を優先する事も必要と考えます。 また、労働安全衛生法、森林法やクリーンウッド法などの法令遵守を徹底することも、当たり前のことですが林業木材産業の発展には大変重要なことです。	ご意見のとおり、各種法令を遵守し、事業体自らが労働安全対策に積極的に取り組むことが林業を持続可能な産業として発展させていくために重要と考えています。 そのため、県独自の制度である「島根林業魅力向上プログラム」においては、事業体における労働安全対策への取組目標も項目に含めている他、登録にあたっては「法令遵守などコンプライアンスの確保」に関する誓約書の提出も要件にしており、県においては、これら登録事業体を集中的に支援しているところです。